

相模原市成年後見制度利用支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、判断能力が十分でない認知症高齢者等、知的障害者及び精神障害者(以下「対象者」という。)の福祉の増進を図るため、民法(明治29年法律第89号)第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する成年後見制度の利用に係る支援について、必要な事項を定めることを目的とする。

(市長による審判の請求)

第2条 市長は、次に掲げる事項を総合的に考察し、必要と認められるときは、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2の規定に基づき、後見、保佐又は補助開始等の審判の請求(以下「審判請求」という。)を行うものとする。

- (1) 対象者の事理を弁識する能力の程度
- (2) 対象者の生活状況及び健康状況
- (3) 対象者の親族の存否、当該親族による対象者の保護可能性及び当該親族が対象者に係る審判請求を行う意思の有無
- (4) 行政が行う各種施策及びサービスの活用による対象者に対する支援策の効果
- (5) 対象者の生活、資産及び収入の状況

(審判請求の対象者)

第3条 審判請求の対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に居住する者。ただし、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく保険者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく自立支援給付の援護の実施主体、老人福祉法に基づく措置の実施者、知的障害者福祉法に基づく措置の実施主体、及び生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護の実施機関(以下「保険者等」という。)が他の自治体となっている者を除く。
- (2) 市外に居住しており、保険者等が相模原市の者。

2 ただし、保険者等が複数の自治体となる場合は、必要に応じて関係自治体と協議を行い、本市が審判請求を行うことが妥当な場合に行うものとする。

(審判請求の手続)

第4条 審判請求に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用その他手続は、家庭裁判所の定めるところによる。

(審判請求の費用負担)

第5条 市長は、審判請求を行うときは、家事事件手続法(平成23年法律第52号)第28条第1項の規定により、審判請求に係る費用(以下「審判請求費用」という。)を負担する。

(審判請求費用の求償)

第6条 市長は、審判請求費用について、対象者が負担する資力を有すると判断したときは、市が負担した審判請求費用の求償権を得るため、家事事件手続法第28条第2項の規定により、その負担を命ずることを家庭裁判所に申し立てるものとする。

2 市長は、前項の規定により行われた審判の結果、家庭裁判所が対象者に対し、審判請求費用の全部又は一部を負担すべき命令をしたときには、当該対象者に対して、審判請求費用の全部又は一部を求償するものとする。

(費用の助成)

第7条 市長は、次の各号に掲げる費用の全部又は一部について、助成することができる。

- (1) 審判の請求を行う際に必要な健康診断書作成に係る費用
- (2) 審判の請求を行う際に必要な切手及び収入印紙の購入に係る費用
- (3) 審判を行うに当たり、家庭裁判所で実施する鑑定に係る費用
- (4) 後見人、保佐人又は補助人(以下「後見人等」という。)の報酬に係る費用

(費用の助成の対象者)

第8条 前条に規定する費用の助成対象者は、市が審判請求を行った者又は市が介護保険法に基づく保険者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付の援護の実施主体となっている者のうち、後見、保佐若しくは補助開始等の審判を受けた者(以下「被後見人等」という。)、又は被後見人等の後見人、保佐人及び補助人並びに当該審判開始の請求の申立人であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護法の規定による保護を受けている者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条の規定による支援給付を受けている者

(3) 資産、収入の状況等から費用を負担することが困難であると市長が認める者
2 被後見人等の親族による審判請求で親族が後見人等として選任されており、かつ被後見人等と後見人等が別世帯の場合は、後見人等の資産、収入の状況等も前項のいずれかに該当する者とする。

3 第1項の規定に関わらず他の自治体による審判請求により審判を受けた被後見人等の後見人等への費用については助成の対象外とする。

(助成金の額)

第9条 第7条の規定による助成の額は、同条第1号から第3号までに規定する費用についてはその全額とし、同条第4号に規定する費用については1月当たり28,000円(被後見人等が入所等をしている場合にあっては、18,000円)を上限とし、一の年度における助成の額は12月分を上限とする。

2 前項に規定する入所等をしている場合とは、次に掲げる場合をいう。

(1) 次に掲げる施設に入所している場合(1月において入所していない日が1日以上ある場合を除く。)

ア 生活保護法に規定する保護施設

イ 老人福祉法に規定する老人福祉施設

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設

エ 介護保険法に規定する介護保険施設

オ アからオに類似する施設で市長が特に認める施設

(2) 医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院又は診療所に入院し、入院の日から3月を経過した場合。ただし、(1)で規定する施設から入院した場合には、3月の経過を待たず、入所等しているものと判断する。

(助成の申請)

第10条 第7条第1項各号に規定する費用について助成を希望する者は、必要な書類を添えて相模原市成年後見制度利用支援事業に係る費用助成申請書(第1号様式)を市長に提出するものとする。

(助成の決定)

第11条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、助成するときは相模原市成年後見制度利用支援事業に係る費用の助成金支給決定通知書(第2号様式)により、助成しないときは相模原市成年後見制

度利用支援事業に係る費用の助成金不支給決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求等)

第12条 助成の決定を受けた者は、必要な書類を添えて相模原市成年後見制度利用支援事業に係る費用助成金請求書(第4号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、遅滞なく助成金を支払うものとする。

(報告)

第13条 第7条第1項第4号に規定する費用の助成を受けている者は、対象者の生活状況又は資産状況に変更があったときは、遅滞なく市長に報告するものとする。

(助成金の返還)

第14条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金を受けた者がいるときは、その者から助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定によって定められた様式用の紙が残存するときは、平成22年3月31日まで当該用紙を使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱第7条の規定は、施行の日以後の期間に係る成年後見人等助成金から適用し、同日前の期間に係る成年後見人等助成金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。